

## 建築物に関する告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十一号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（第三において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合すること。

第二 特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一 出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあっては八十五センチメートル（柱等の箇所にあっては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ハ 段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。

ニ 第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十五センチメートル以上とすること。

ハ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路は、次に掲げるものであること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

（1） 幅は、九十センチメートル以上とすること。

（2） 段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

第三 特定建築物（建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものを除く。）又は特定建築物以外の建築物

（第二各号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあっては、車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けること。

### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

- 2 平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（次項において「法」という。）第二十四条の規定により建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けた建築物に係る同項の規定によりされた許可是、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

- 3 この告示の施行の日前にされた法第二十四条の規定により建築基準法第五十二条第十四項第一号に規定する建築物とみなされて同項の規定の適用を受けようとする建築物に係る同項の規定による許可の申請であって、この告示の施行の際、まだその許可をするかどうかの処分がされていないものについての当該許可の基準については、なお従前の例による。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十二条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十四号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十五号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第八条の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
  - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。
  - ロ 篓の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
  - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。  
附 則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄  
1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。  
附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄  
(施行期日)  
1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十七号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百八十八号

改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百八十九号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二 建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十二条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日

国土交通省告示第千四百九十九号

最終改正 令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十七条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

### 一 廊下等

廊下の用途	廊下の部分		他の廊下 (単位 平方メートル)
	両側に居室がある廊下 (単位 平方メートル)	その他の廊下 (単位 平方メートル)	
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L	
(二) 病院における患者用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L	
(三) (一) 及び (二) に掲げる廊下以外のもの	1.20L		

この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。

### 二 階段

階段の用途	階段の部分		踊場 (単位 平方メートル)
	段がある部分 (単位 平方メートル)	踊場 (単位 平方メートル)	
(一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H		一・六八
(二) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	2.03H		一・六八
(三) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H		一・四四
(四) (一) から (三) までに掲げる階段以外のもの	0.72H		〇・九〇

この表において、Hは、階段の高さ（単位 メートル）を表すものとする。

## 三 傾斜路

傾斜路の用途	傾斜路の部分 （単位 平方メートル）	傾斜がある部分 （単位 平方メートル）	踊場 （単位 平方メートル）
(一) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの若しくは劇場等における客用のもの	11.20H		一・六八
(二) 直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H		一・四四
(三) (一) 及び (二) に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H		〇・九〇

この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位 メートル）を表すものとする。

四 便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。） 一・〇〇（単位 平方メートル）

五 駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。） 十五・〇〇（単位 平方メートル）

六 劇場等の客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第九条の二に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。） 〇・五〇（単位 平方メートル）

## 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附 則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年二月二十六日国土交通省告示第百三十三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日国土交通省告示第千二百九十五号）

この告示は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日国土交通省告示第四百三号）

この告示は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十一号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十二号  
最終改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十九条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 二 車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二 令第十九条第二項第六号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
  - イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。
  - ロ 篓の幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
  - ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。  
附 則（平成二年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄
- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。  
附 則（令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号）抄  
(施行期日)
  - 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターの籠内及び乗降口バーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十三号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号リ（2）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 文字等の浮き彫り
- 二 音による案内
- 三 点字及び前二号に類するもの

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十四号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条第二項第五号りただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

### 附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十五号  
改正 令和六年一一月二一日  
国土交通省告示第一二九七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第二項第二号イの規定に基づき、車いす使用者用浴室等の構造を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用浴室等の構造を定める件

（令六国交告一二九七・改称）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十六条第二項第二号イに規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日  
国土交通省告示第千四百九十七号  
改正 令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十七号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

- 一 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 二 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- 三 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二 令第十二条第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三 令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四 令第二十二条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十二条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五 令第二十二条第二項第二号口に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

### 附 則

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2 平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

附 則 （令和六年十一月二十一日国土交通省告示第千二百九十七号） 抄  
(施行期日)

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年八月六日  
国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。

三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であって、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める数

(1) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(1)及び(2)において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

#### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年八月六日  
国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

### 附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

令和六年八月六日

国土交通省告示第千七十四号

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
- 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階  
その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。

- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二
- 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれか（公衆便所にあっては、第一号から第三号までのいずれか）に該当するものとする。

- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける際に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

### 附 則 (施行期日)

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。  
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件

令和六年十一月二十一日  
国土交通省告示第千二百九十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条第一項第一号ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

二 次のイ又はロに掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

ロ 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所 当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

### 附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

---

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により誘導基準適合車椅子使用者用部分の基準を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十五号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第九条の二第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。
- 四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。
- 五 同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。

### 附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

令和六年十一月二十一日

国土交通省告示第千二百九十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

### 附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。